

高知大学医学部附属病院長候補者選考基準

令和 7 年 11 月 12 日

国立大学法人高知大学長

高知大学医学部附属病院長選考等規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、高知大学医学部附属病院長候補者選考基準を以下のとおり定める。

【病院長に求められる資質・能力】

人格が高潔で学識に優れ、地域における高度医療の推進、次世代の医療に貢献すべく先端医療研究の推進、優れた医療人の育成、病院の管理運営及び学生・教職員に尊敬される見識を有し、以下の点のすべてに合致する者。

1. 病院の経営・管理運営に必要な資質・能力を有している者

本院又は他院における以下のいずれかの組織管理経験を有し、病院職員の意見反映に留意しつつ、医療を取り巻く様々な外的変化に適切に対応し、強いリーダーシップと経営手腕を持って病院経営にあたるとともに、病院の管理者として適切な管理運営ができること。

- ① 病院長、副病院長又は病院長補佐に相当する役職の経験
- ② 診療科長又は診療施設等の長に相当する役職の経験

2. 教育・研究・診療に必要な資質・能力を有している者

大学の医学系教員の経験があり、学識に優れ、医学教育、医学研究及び高度医療を担うことができる能力を有すること。

地域特性に根差し、国際社会にも貢献しうる医師・医学研究者等の養成及び先端的で特色ある研究を推進し、その研究成果を医療現場に還元するなど、高知大学全体の方針を理解した上で確実に遂行できる能力を有すること。

3. 地域医療に貢献するために必要な資質・能力を有している者

高知県や高知県医師会等とも連携し、地域の中核病院として「日本一の健康長寿県構想」に寄与し、県内の医療環境を充実させることを目標に県域全体の医療に貢献すること等について、継続的かつ確実に推進する姿勢と指導力を有すること。

4. 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者

高度かつ先端的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、必要な医療安全管理業務の経験や、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有すること。

上記医療安全管理業務の経験とは、以下のいずれかの業務に従事した経験をいう。

- ① 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者又は医療機器安全管理責任者の業務
- ② 医療安全管理委員会の構成員としての業務
- ③ 医療安全管理部門又は感染制御部門における業務
- ④ その他上記に準ずる業務